

国民健康保険加入者の 特定健診



年に一度の 健康診断を 習慣に！

国民健康保険では、生活習慣病を早期に発見し、健康を維持していくために「特定健診」を行っています。健診では、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）とその予備軍の方を見つけ、その後の特定保健指導で生活習慣病を予防する指導を行います。年に一度の健診を習慣づけ、健康管理に役立てましょう。

◆対象者

坂東市国民健康保険加入者で40歳～74歳の方

◆健診日に必要なもの

①受診券（対象の方には、3月下旬に送付します。ただし、4月10日までに国保

②被保険者証（保険証）
③負担金

40歳～69歳 10000円
70歳～74歳 5000円

に加入された方には4月下旬に、4月11日以降に加入された方には集団健診受診時に交付します。）



◆健診内容

身体計測、腹囲・血圧測定、肝機能・腎機能・血中脂質・尿・血糖検査など

健診には、保健センターや公民館などで受診する

「集団健診」と、医療機関で受診する「個別健診」があります。

◆集団健診について

特定健診にあわせ、胸部レントゲン（無料）やがん検診（胃10000円、大腸・前立腺各5000円、75歳以上は無料）なども実施しています。受診会場や日程などについては、「令和2年度坂東市保健事業予定表」または「広報ばんどうお知らせ版」をご確認ください。

◆個別健診について

市と契約している県内500以上の医療機関で受診することが出来ます。かかりつけ医で健診を希望する場合は、直接医療機関にご確認ください。

市内で受診できる医療機関

石塚医院（岩井）	高橋医院（岩井）
岩本医院（沓掛）	天王前クリニック（矢作）
木根淵外科胃腸科病院（辺田）	ホスピタル坂東（沓掛）
清水丘診療所（逆井）	松崎医院（猫実）
存身堂医院（岩井）	吉原内科（岩井）

◆ドック健診を受ける方へ

ドック健診には特定健診が含まれているため、同一年度内での重複受診をすることはできません。

被用者保険の扶養者の方、
国保組合の被保険者の方の
特定健診



■お問合せ

保険年金課
0297(21)2187

被用者保険（協会けんぽ、健保組合、共済組合）の扶養者の方及び国保組合の被保険者の方についても、受診券をお持ちの方は坂東市国民健康保険の集団健診会場で受診することが出来ます。各医療保険組合が発行する「受診券」と「被保険者証（保険証）」及び各医療保険組合で定める「一部負担金」をご持参のうえ、健診会場にお越しください。なお、「受診券」に関してご不明な点は、「被保険者証（保険証）」を発行している各医療保険組合にお問い合わせください。